

[事案 2025-214] 入院給付金支払請求

・令和 8 年 5 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

申立人の配偶者が脳梗塞やその後遺症、症候性てんかん、右肺がんなどにより入院したため、昭和 56 年 7 月に契約したがん保険（契約①）および平成 8 年 4 月に契約したがん保険（契約②）にもとづき入院給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないとして不支払いとなった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 申立人の配偶者が入院していた A 病院（介護医療院）は、B 病院（総合病院）の直轄管理下にあった。A 病院は、B 病院の敷地から離れた別棟施設ではなく、B 病院の一部として容認できる状態であった。A 病院には専任の医師や看護師等が常駐しており、B 病院の一般療養病室と兼務で監視看護により管理されている。また、病状に応じた入浴等の介助が実施され、患者の急変時等には即刻関係診療科へ搬送される救急対応システムが確立されているなど、その入院状況や治療内容は一般の病院における入院措置と何ら変わらない。
- (2) 「介護医療院」という名称であっても施設ごとに実態は異なり、単に名称だけで入院給付金の支払対象外とする保険会社の取り扱いには無理がある。
- (3) 他社の生命保険においても、当初は A 病院への入院を理由に給付金の支給を一部対象外とされたが、申立人が専任医師の常駐や監視看護の状況といった入院実態を具体的に説明し、調査・見直しを求めた結果、入院給付金が全額支給された実績がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①②の約款は、入院給付金の支払事由として、責任開始日以後に初めてがんと診断確定されていること、がんの治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として入院していること等を定めている。申立人の配偶者は、令和 6 年 8 月 2 日に「肺がん」と診断確定されており、令和 6 年 8 月 2 日より前に、病院へ入院していたとしても、上記の支払事由を満たさないので、入院給付金を支払うことはできない。
- (2) また、約款上、入院給付金の支払対象となる「入院」とは、医療法に定める「病院」または「診療所」への入院に限定されている。申立人の配偶者が令和 6 年 8 月 2 日以降に入院していた A 病院は、医療法の定めによらない施設であるため、約款上の「病院」や「診療所」には該当せず、上記の支払事由を満たさないので、入院給付金を支払うことはできない。
- (3) 申立人は、A 病院が B 病院の一部として直轄管理下にあることや、治療・看護の実態が一般の病室と変わらないこと等の事情を考慮すべきと主張するが、約款にはそのような事情を考慮して「病院」や「診療所」の該当性を判断する定めはなく、それらの事情を考慮することは顧客間の公平性を害することにもなりかねない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の配偶者の入院の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。